

マイナンバーカードがあれば 転出届のオンライン提出が可能

手続きは
こちらから



マイナポータル
サイト

引っ越しの際に、市への転出届の提出はオンラインでの手続きが便利です。3月中旬から5月中旬までは転出などの異動届の提出が多く、窓口の混雑が予想されます。待ち時間なく提出できるオンラインサービスをぜひ活用してください。

☎市民課住民記録担当(TEL)6384・1235(FAX)6368・7346)

対象となる手続き

転出(吹田市から日本国内の他市区町村への引っ越し) ※転入は、引っ越し後14日以内に新住所の自治体で来庁での手続きが必要。

手続きできる人

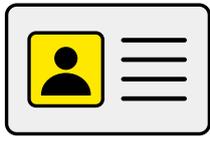
引っ越しをする本人 ※現住所で同じ世帯の人が、同じ新住所に引っ越しをする場合は、まとめて手続きができます。

手続き可能期間

引っ越し日の30日前～10日後

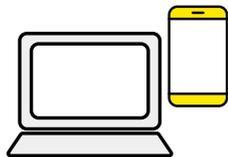
手続きに必要なもの

マイナンバーカード



電子証明書が有効なもの。
暗証番号が必要です

スマートフォンかパソコン



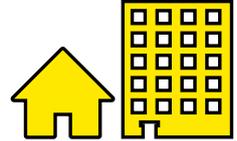
マイナンバーカードを読み込めるもの

連絡先電話番号



日中に連絡の取れる電話番号

新しい住所



引っ越し先が決まってから転出申請してください

転出届オンライン提出の流れ

STEP1

事前準備

手続きに必要なものをそろえます。

STEP2

マイナポータルから転出申請

マイナンバーカードを使用してマイナポータルにログイン。画面の案内に沿って新住所などを入力後、マイナンバーカードを読み取り申請します。

STEP3

完了メールの受信(通知オンの場合)

市での受付処理が終わると、完了メールが届きます。また、マイナポータルの申請状況照会画面でステータスが「完了」と表示されます。



気を付けるポイント

- マイナンバーカードの各暗証番号を忘れた、氏名・住所などの情報が最新でない場合は、窓口で再設定・変更の手続きが必要です。
- 国民健康保険加入者や児童手当受給者など、転出に伴って市民課以外の手続きが必要となる場合があります。市ホームページから自身の世帯が関係する手続き項目を確認のうえ、必要な場合は担当窓口にご相談してください。
- 転出申請の受付処理は、申請件数によっては数開庁日を要する場合があります、ステータスが「完了」になるまで転入の手続きはできません。



手続き項目の
確認